

# 第1章 計画策定の沿革と目的

## 第1節 計画策定の沿革

船来山古墳群は、昭和初期に船来山西半分のエリアの古墳分布図が作成され、古墳群の存在が明らかにされていた。昭和42(1967)年24号墳の偶然の発見と調査で、現在東京国立博物館に収蔵されている鏡や銅鏃、ガラス玉等の豪華な副葬品が出土し、当時新聞に大々的に掲載された。昭和63(1988)年の分布調査では、船来山全体に85基の古墳が確認された。また昭和59(1984)年にはゴルフ場開発計画が持ち上がり、その開発に伴う平成5(1993)年からの発掘調査によりさらに199基が見つかり、全部で284基となった。これにより近畿地方以外では最大級の「群集墳」であることが確認された。その後の分布調査・研究により古墳の数は290基となり、船来山古墳群の価値が徐々に明らかになってきている。また、平成25(2013)年には、船来山古墳群詳細遺跡分布調査を行うにあたり、調査内容を検討し、調査成果の活用を図ることを目的に、「本巢市船来山古墳群詳細遺跡分布調査検討委員会」を設置し、その後、船来山古墳群の価値や保存活用の重要性に鑑み、文化庁からの指導や「本巢市船来山古墳群保存・活用検討委員会」の意見等を踏まえ、国史跡指定を目指し、基本構想の策定を進めた。なお、「本巢市船来山古墳群詳細遺跡分布調査検討委員会」は、調査検討に加え、保存と活用に関する検討も行うため、平成26(2015)年に開催した第3回より「本巢市船来山古墳群詳細遺跡分布調査検討委員会」から「本巢市船来山古墳群保存・活用検討委員会」に変更した。平成28(2016)年に「本巢市船来山古墳群保存活用基本構想」を策定し、国史跡指定に向けて明確な方針を打ち出した。その結果、平成31(2019)年2月26日に国史跡に指定された。

## 第2節 計画の目的

船来山古墳群は、3世紀後半から7世紀まで、古墳時代の全時期を通じた古墳の密集地である。平成5(1993)年から、ゴルフ場開発に伴う発掘調査により、多数の古墳が調査され、地域の歴史や文化を知るための重要な遺跡であることが判明した。しかし、これらの古墳は、調査当時のままの状態であり、保存や整備は行われていない。そこで本市では、これらの貴重な文化財である古墳群や、その立地する自然地形の保存と活用を図るとともに、豊かな歴史文化と魅力的な里山がまちづくりの中核的施設となることを目指し、「本巢市船来山古墳群保存活用計画書」を策定する。

## 第3節 委員会の設置と経緯

保存活用計画を策定するにあたり、有識者等の意見を取り入れるために、以下のとおり「本巢市船来山古墳群保存・活用検討委員会」を設置した。

○本巢市船来山古墳群保存・活用検討委員会設置要綱

平成 25 年 2 月 27 日  
教育委員会告示第 2 号

(設置)

第 1 条 船来山古墳群詳細遺跡分布調査を行うに当たり、調査内容を検討し、調査成果の活用を図るために、本巢市船来山古墳群保存・活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 船来山古墳群の的確な把握に関すること。
- (2) 船来山古墳群の的確な把握のための方策に関すること。
- (3) 船来山古墳群の調査成果の市民等への活用に関すること。
- (4) 船来山古墳群の保存、整備に関すること。
- (5) 船来山古墳群の国指定史跡化へ向けた取り組みに関すること。
- (6) その他教育長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げるものから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委員会がその目的を達したと会長が判断し、教育長がこれを承認した日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議に必要があるときは助言者を出席させることができる。

(部会)

第 7 条 委員会内に、専門部会を設置する。

2 専門部会は、委員及び専門事項の協議に必要と認められる関係者、学識経験を有する者（以下「専門部会委員」という。）で構成する。

3 専門部会委員は教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、本巢市教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年教委告示第3号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年教委告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。

○本巢市船来山古墳群保存・活用検討委員会（令和2年度）

<委員>

広瀬 和雄 国立歴史民俗博物館名誉教授（委員長）  
中井 正幸 大垣市教育委員会文化振興課課長（職務代理者）  
田中 哲雄 姫路市日本城郭研究センター名誉館長  
友田 靖雄 本巢市文化財保護審議会委員  
翠 叶司 本巢市文化財保護審議会委員  
浅野 明浩 本巢市文化財保護審議会委員（樹木医）

<オブザーバー>

浅野 啓介 文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官  
須田 勇人 岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課主査  
高橋 方紀 岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課歴史遺産活用推進係長  
森村 知幸 岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課歴史遺産活用推進係主事

（敬称略・順不同）

<事務局>

調査団長 川治 秀輝 本巢市教育委員会教育長  
調査副団長 青山 英治 本巢市教育委員会事務局長  
事務局長 堀内 寿幸 本巢市教育委員会事務局参事兼社会教育課長  
庶務 田中 孝 本巢市教育委員会事務局社会教育課課長補佐  
庶務 大井 崇 本巢市教育委員会事務局社会教育課係長  
調査担当 恩田 知美 本巢市教育委員会事務局社会教育課主査

○委員会の開催状況

◆第13回船来山古墳群保存・活用検討委員会

日時：令和2年10月2日（金）13時30分～

会場：富有柿の里富有柿センター視聴覚室

議題：①今後の整備構想について

②保存活用計画策定に係る協議について

- ・ 史跡船来山古墳群の本質的価値と構成する要素について
- ・ 保存管理のビジョンについて
- ・ 現状変更の取扱基準について



◆第14回船来山古墳群保存・活用検討委員会

日時：令和2年12月9日（水）13時30分～

会場：富有柿の里富有柿センター視聴覚室

議題：①保存活用計画策定に係る協議について

- ・ 現状変更の取扱基準修正案について
- ・ 史跡整備の展望について
- ・ 史跡整備に向けての来年度以降の計画について



## 第4節 他の計画との関係

船来山古墳群の開発に関わって、各計画には、次のように記載している。

### 『本巢市第2次総合計画（後期基本計画）』（令和3年3月本巢市）

◇「教育・文化」の分野、「歴史と文化に学び、未来へ伝えるまち」の中で、船来山古墳群に関わる事項を次のように記載。

#### <現状と課題>

- ・ 船来山古墳群は、平成31年に国史跡に指定され、その歴史的意義や学術的価値の高さが認められた。今後は、保存・活用に向けた調査検討などの取り組みと、保護活動を行うボランティアなどを充実していくことが求められる。
- ・ 船来山古墳群の出土品は、隣接する古墳と柿の館で公開するなど、文化財に関する情報発信を行っている。そこで、文化財や歴史資料を案内するボランティアを充実していく必要がある。

#### <施策の基本方針>

- ・ 船来山古墳群の保存に向けた調査を進め、その活用に向けた取り組みを推進する。
- ・ 文化財や歴史民俗資料の公開にあたっては、古墳と柿の館などでの充実を図り、ボランティア活動と合わせて市民への積極的な公開と学習機会を提供する。

#### <主要施策と主な事業>

○貴重な文化財を保存し、伝承する

- ・ 船来山古墳群の保護、保全に取り組み、貴重な歴史資源を後世に継承する。

○文化財を公開、活用し、広く普及する

- ・ 船来山古墳群や出土品などが展示してある古墳と柿の館などを活用して、市内の埋蔵文化財の普及に努める。
- ・ 民俗資料館を統合し、市民が郷土の歴史を知り、理解を深められるよう収蔵資料の活用を努める。
- ・ ボランティアの人材育成に努め、ボランティア団体の運営を支援する。目標指数 ボランティア会員数現状値（令和元年度末）20人→目標値（令和7年度末）35人、また、「行政運営・市民協働」の分野では、市民の力を生かした協働のまちづくりを推進するため、市民が主体となった活動を担うまちづくり団体等の設立や活動支援を行う。

### 『本巢市森林整備計画』（平成26年3月本巢市）

（既指定地内古墳密集地の山地災害防止機能、文化機能）

◇森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、「岐阜県森林づくり基本計画」を参考に森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図りつつ、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。区分ごとに重視すべき機能に応じた森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策を具体化する。

## 『第2次本巢市道路網整備計画』（平成30年3月策定）

市域で一体的・戦略的な幹線道路整備計画に取り組むため、平成19年度に「本巢市道路網整備計画」を策定し、「地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり」という基本方針のもとで幹線道路の整備を進めてきた。策定から10年が経過し、計画で位置付けた「短期」「中期」の期間が完了となり、新たなまちづくりの方向性と整合した幹線道路の整備計画の立案を行い、第2次本巢市道路網整備計画を策定し、「住みやすく安心して暮らせるまち」の基本方針のもと幹線道路の整備に推進している。本市



図1 道路整備アクションプラン



では、東海環状自動車道の整備が進められており、アクセス強化のため（都）長良糸貫線や糸貫 0007 号線等をプロジェクト関連路線として優先的に整備を進めている。

『本巣市都市計画マスタープラン』（平成 30 年 2 月本巣市）

＜将来都市構造＞

○都市軸の広域連携軸として位置づけられる「東海環状自動車道」が船来山の一部を通過する計画である。

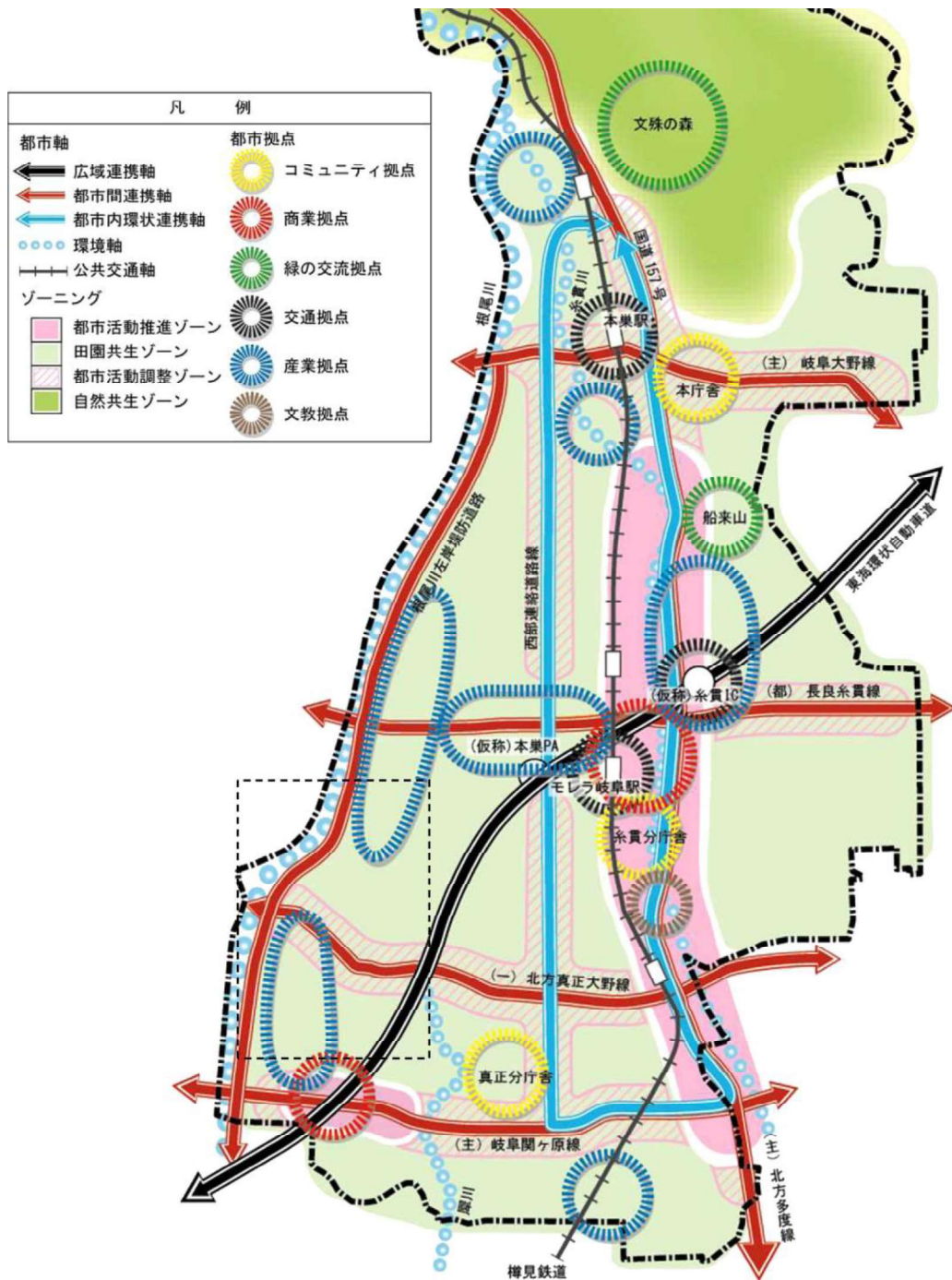


図 2 将来都市構造図

○船来山は「緑の交流拠点」として6つの都市拠点の一つに位置づけられ、緑を活用した憩いともてなしの拠点としての役割が求められている。

○将来都市構造のゾーニングでは、「田園共生ゾーン」に位置づけられている。

### <水と緑に関する方針>

○船来山では、緑の拠点機能の向上を図るとともに、風致地区等の指定について検討し、都市近郊緑地の保全を図り、良好な環境・景観の保全に努めることが求められている。また、周辺のまちづくりとの連携やそれぞれの特性を踏まえた環境整備により、利用を促すことが求められている。

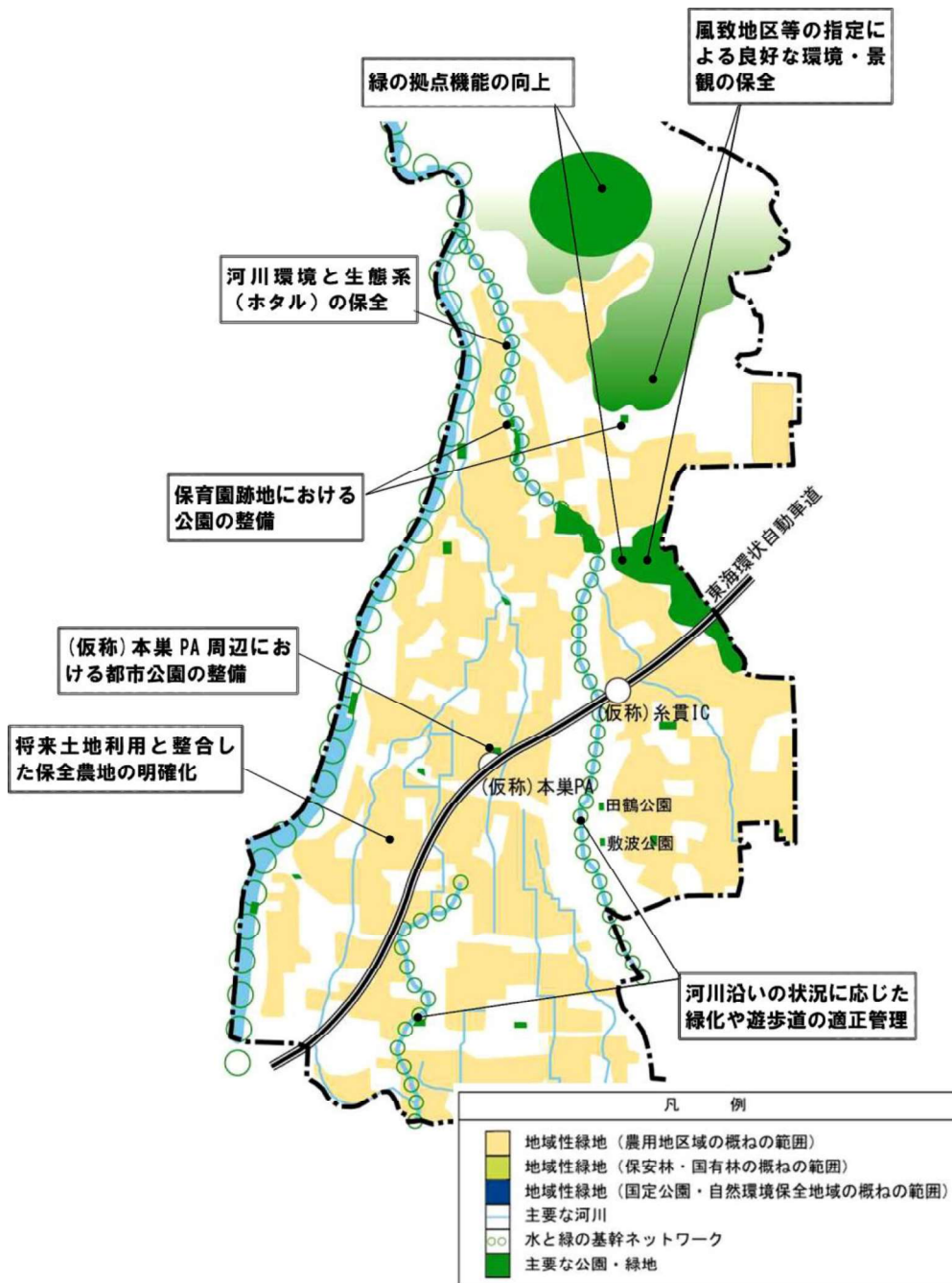


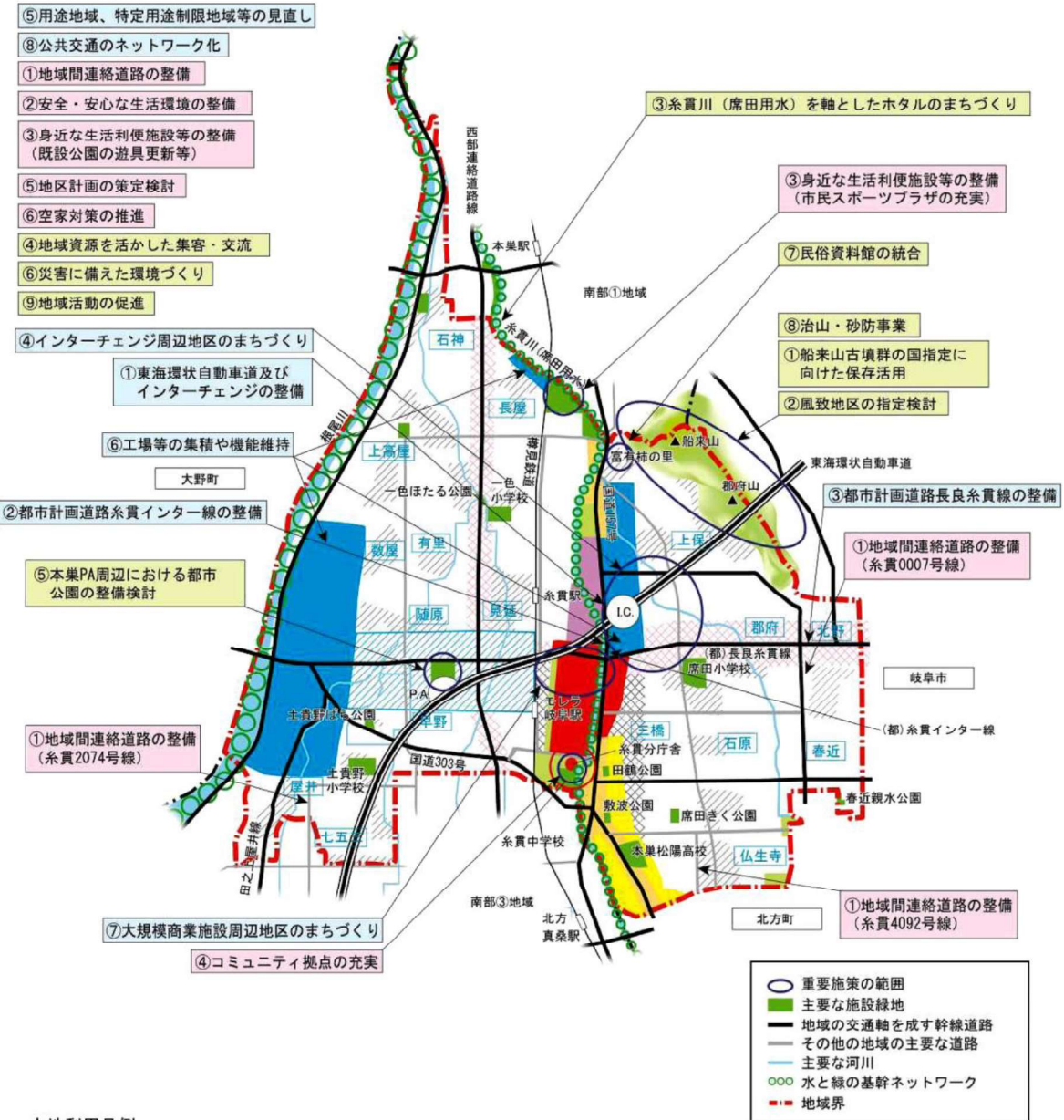
図3 水と緑に関する方針図



## <土地利用に関する方針>

○土地利用のゾーニングでは、船来山古墳群の国指定に向けた保存活用や風致指定が重要な施策に位置付けられている。

### <地域全般に関する施策>



### 土地利用凡例

|   |  |
|---|--|
| ■ | 住居専用系エリア (住宅以外の用途混在を極力制限し、低層主体の居住環境を保全する地区)                              |
| ■ | 一般住宅エリア (ある程度の用途の混在を許容しながら、居住環境の悪化をもたらす建物の立地を制限する中低層の住宅地区)               |
| ■ | 沿道複合エリア (居住環境・周辺環境への影響に配慮しながら、幹線道路沿道の利便性を活かした建物を許容する地区)                  |
| ■ | 商業エリア (交通の要衝の利便性を活かし、商業や公共サービス等の機能集積を進める地区)                              |
| ■ | 住工共存エリア (住宅等の混在の防止・工業の利便を促進する地区。工業特化を基本)                                 |
| ■ | 産業エリア (工場立地可能な地域として工場等の集積。緑化等による周辺環境との調和を誘導)                             |
| ■ | 産業エリア【環境・景観重点配慮型】 (工場立地可能な地域として工場等の集積。特に周辺環境や景観に配慮した整備を必要とする地区)          |
| ■ | コミュニティ拠点・周辺市街地エリア (特に恵まれた立地特性を活かして、地域住民の生活・交流の拠点としてふさわしい機能集積を進める地区)      |
| ■ | 保全農地エリア (農振農用地区域の概ねの範囲であり、長期的・計画的な視点によるもの以外は、原則的に農地転用等を制限し、営農環境を保全する地区)  |
| ■ | 市街地周辺集落エリア (営農環境の保全を基本に、必要に応じて、市街地としての都市基盤、土地利用を形成していく農地・集落地区)           |
| ■ | 幹線道路沿道集落・沿道利用エリア (営農環境や住環境の保全を基本に、必要に応じて幹線道路沿道の利便性を活かした土地利用を誘導する農地・集落地区) |
| ■ | 一般集落エリア (営農環境を保全しつつ、集落の人口やコミュニティ維持に必要な、身近な生活環境整備等を進める農地・集落地区)            |

図4 船来山南部エリアの主要施策・土地利用構想図

### <街並・景観に関する方針>

○美しい郷土景観の保全や地域毎の景観づくり等がうたわれており、「船来山の里山景観」についても、地域特有のすぐれた景観資源として位置づけられている。地域住民の意向に応じ、景観の保全・創出の方策の検討を行いながら、まちづくりへの活用を進めるとしている。

### 『本巢市景観計画』（平成 27 年 3 月本巢市）

本巢市の景観は、北部の雄大な山並みや根尾川などの自然、濃尾平野に広がる田園や柿畑などの農村の原風景が土台となり、地域の風土、伝統文化や人々の暮らしの営みと調和して形成されている。船来山周辺は、濃尾平野に広がるのどかな田園風景の一部をなし、「集落の背景となる里山」として役割を担っている。また、船来山古墳群ボランティアの活動が行われており、良好な景観を創出する市民活動となっている。

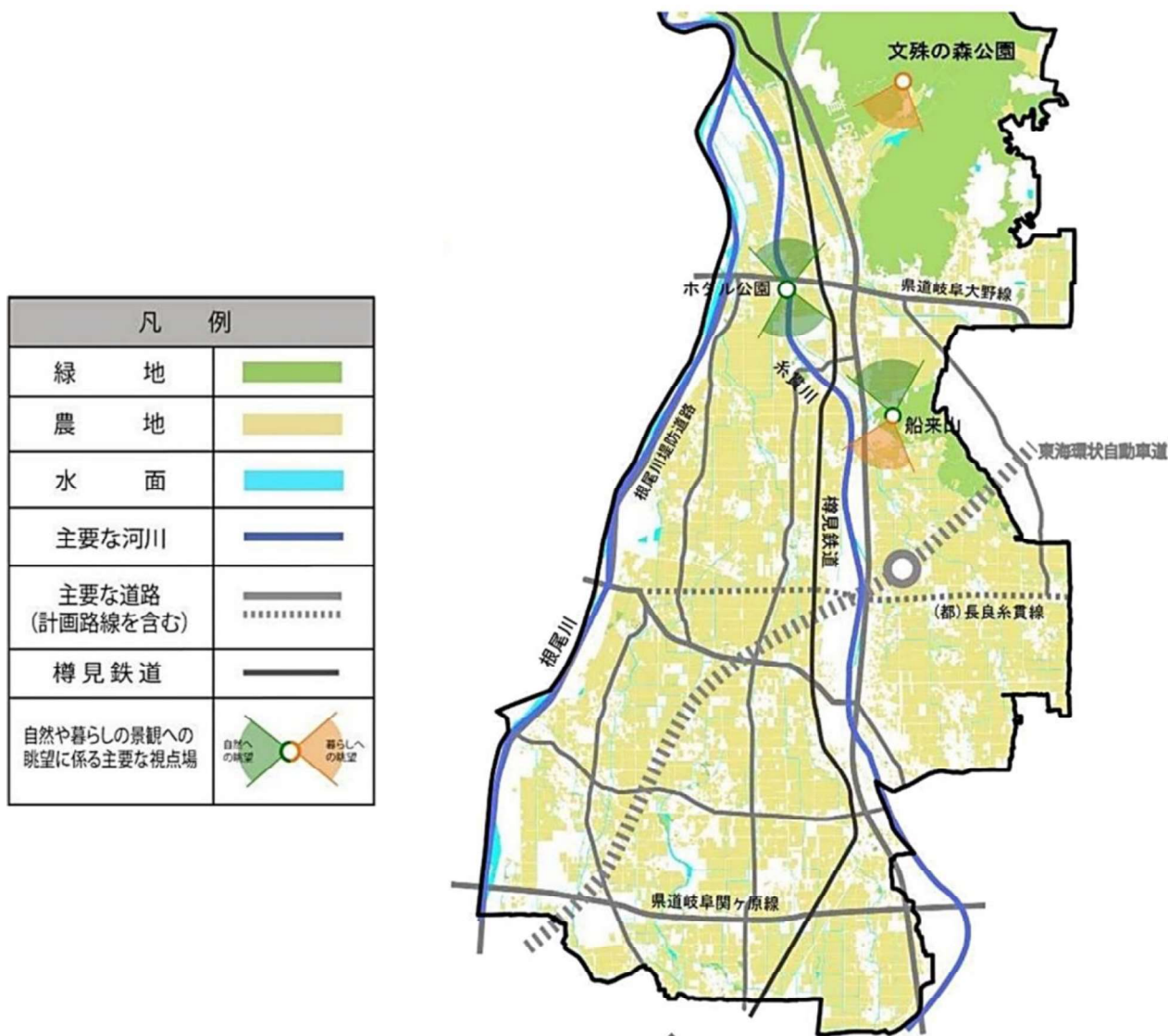


図 5 本巢市の景観を構成する重要な要素

## <景観づくりの目標（将来像）>

「ほっとして、元気になる景観のあるまち ～雄大な自然、農村の原風景、特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～」良好な景観形成に向けて、「農村風景を眺望できる船来山等の視点場の保全・創出」といった地域の特徴を活かした景観づくりや、「社寺や古墳等の歴史・文化的資源の保全・活用」といった地域の個性や歴史・文化を感じる景観づくりが求められる。また、「船来山等の里山」の緑や視点場としての「船来山（市街地・農村集落・田園風景・山並みへの眺望）」が、本巢市の重要な景観要素として位置づけられる。このような良好な景観を守るため、緑のまとまりや連続性、地域の植生に影響を与えないようにすることや、歴史・文化的資源に近接するとき、色彩・規模・形態意匠等に配慮し、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないようにすること等が重要である。

## 『第2期本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（令和2年3月本巢市）

国では平成26年12月に『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すため、基本的な考え方や政策5原則が示された。本巢市の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、平成27年10月に第1期を本市の最上位計画である『本巢市総合計画』を基に、国による基本的な考え方や政策5原則を基に総合計画に掲げる将来像の実現に向けて定め、さらに令和2年3月に第2期として、今後5年間の取り組みについてまとめたものである。

基本目標の一つである安定した雇用の創出の中で、観光事業を振興し、従来の観光施設をより魅力的に充実させることで交流促進を図ることが重要である。取り組みとして、観光の拠点となっている「道の駅・織部の里もとす」を中心に、一貫した観光案内体制の強化に努めるとともに、観光案内ボランティアなど人材の育成を図る必要がある。

合併によって、より多様な地域資源を有するまちとなった**本巢市を積極的にPRする活動や市民協働によるまちづくり、歴史文化を活かした地域づくり**など、市民が一体となったふるさとづくりに努めるとともに、広域的な連携を推進し、新たなふるさとの魅力を創生していきたい。

また、市の魅力を発信する方法として、マスコットキャラクターの活用やイベントの開催など各種メディアを活用したり、市民協働の活動を推進するために、活動団体の支援を行ったり、協働サポーターセンターを開設するなど、協働の仕組みづくりや普及、担い手育成に努めていきたい。

生涯学習と文化活動の充実では、本巢市の歴史や文化を学習する機会や芸術文化活動に親しむ機会を充実するとともに、伝統芸能や文化財などの貴重な歴史的資源を保存、活用していきたい。具体的な取組として、「根尾谷淡墨ザクラ」や「船来山古墳群」など貴重な歴史資源の保護・保存を進めるとともに、歴史資源を活用した観光促進に努めるとしている。